

九重町木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱

平成18年12月1日

九重町告示第51号

(趣旨)

第1条 大地震時における木造住宅の倒壊等による被害を軽減するため、耐震診断又は耐震改修工事を行った住宅の所有者等に対して、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、九重町補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大分県木造住宅耐震診断士（以下「診断士」という。）

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3の規定により大分県知事が登録した建築士事務所に所属する建築士で、大分県知事の指定する耐震診断講習を受講し大分県建築物総合防災推進協議会に登録した者をいう。

(2) 耐震診断

一般財団法人日本建築防災協会が定める「一般診断法」又は「精密診断法」により行う建築物の耐震性能に関する診断をいう。ただし、次条第1項第1号に掲げる事業においては、診断士が行ったものに限る。

(3) 耐震補強設計

診断士が行う建築物の耐震性能を向上させるための補強計画で、その耐震性能を一般財団法人日本建築防災協会が定める「一般診断法」又は「精密診断法」により確かめたものをいう。ただし、町長が認めたものについては、この限りでない。

(4) 耐震改修工事

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であるものを、1.0以上とするための耐震補強設計（地盤・基礎の総合評価に注意事項がないものに限る。）に基づき行う工事をいう。ただし、原則として増築（床面積の増えないものは除く。）に係る工事は含まないこととする。

(5) 部分改修工事

下記に掲げる工事とする。

ア 段階的耐震改修工事

耐震診断の結果、1階部分の上部構造評点が0.7未満であるものを、以下の基準を満たす耐震補強設計により行う改修工事、又は耐震性の向上が期待できるものとして町長が認める改修工事。

①階別型 第1段階で2階建て住宅の1階部分の上部構造評点を1.0以上とする改修工事

②評点型 第1段階で住宅全体の上部構造評点を0.7以上1.0未満とする改修工事

イ 耐震シェルター改修工事

耐震診断の結果、1階部分の上部構造評点が0.7未満であるものについて、1階の1室の内部に強固な室（面積4.0平方メートル以上）を設けるための工事で、一般社団法人大分県建築士事務所協会が運営する木造住宅耐震改修工法技術評価委員会の認定を受けたもの又は大分県知事の認定を受けたもの。

(6) 工事監理

建築士法第2条第7項に規定する工事監理をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各項に定める住宅の所有者等（ただし、国、地方公共団体又はその機関を除く。）とする。ただし、九重町暴力団排除条例(平成23年3月22日九重町条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。また、町税の滞納その他、町に対する債務の不履行がない者(同一世帯員を含む。))。

(1) 耐震診断支援事業

ア 昭和56年5月31日以前に着工された本町の区域内の木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）

イ 構造が丸太組工法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3号の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法以外の住宅

ウ 地上階数が2以下の住宅

(2) 耐震改修支援事業

ア 昭和56年5月31日以前に着工された本町の区域内の木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）で、耐震診断の結果、精密診断による評点が1.0未満（ただし、町長が特に認める場合は一般診断法による評点が1.0未満）であるもの

イ 構造が丸太組工法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3号の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法以外の住宅

ウ 地上階数が2以下の住宅

(3) 部分耐震改修支援事業

ア 昭和56年5月31日以前に着工された本町の区域内の木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）で、耐震診断の結果、精密診断による評点が1.0未満（ただし、町長が特に認める場合は一般診断法による評点が1.0未満）であるもの

イ 構造が丸太組工法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3号の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法以外の住宅

ウ 地上階数が2以下の住宅

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助対象経費及びこれに対する補助金の額は、次のとおりとする。

	補助対象経費	補助金の額
耐震診断 支援事業	診断士が行う補助対象住宅の耐震診断に要する経費	補助対象経費とし、別表1の区分毎に定める額を限度とする。
耐震改修 支援事業	補助対象者が施主となって実施する耐震改修工事に要する経費（補助対象者が診断士の所属する建築士事務所に委託して実施する耐震補強設計及び補助対象者が施主となって実施する工事監理に要する経費を含む。）ただし、国又は地方公共団体から補助金以外の補助、助成等を受ける場合は、これらの補助、助成等の対象となる経費を除く。	次の（1）に掲げる額に（2）に掲げる額を足したもののから、（2）に掲げる額を差し引いた額とする。ただし、部分改修支援事業により補助を受けた住宅にあっては、補助額の合計が80万円を超えない額を限度とする。 （1）補助金の額 補助対象経費の10/10以内の額とし、150万円を限度額とする。（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。） （2）所得税特別控除額 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額

部分耐震 改修支援 事業	補助対象者が施主となって実施する耐震改修工事に要する経費（補助対象者が診断士の所属する建築士事務所に委託して実施する耐震補強設計及び補助対象者が施主となって実施する工事監理に要する経費を含む。）ただし、国又は地方公共団体から補助金以外の補助、助成等を受ける場合は、これらの補助、助成等の対象となる経費を除く。	次の（１）に掲げる額に（２）に掲げる額を足したものから、（２）に掲げる額を差し引いた額とする。ただし、一方の部分改修支援事業により補助を受けた住宅にあっては、補助額の合計が８０万円を超えない額を限度とする。 （１）補助金の額 ア 第２条第１項第５号アの工事にあつては、補助対象経費の２／３以内の額とし、６０万円を限度額とする。（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。） イ 第２条第１項第５号イの工事にあつては、補助対象経費の２／３以内の額とし、３０万円を限度額とする。（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。） （２）所得税特別控除額 租税特別措置法第４１条の１９の２に規定する所得税の特別控除の額
--------------------	--	--

（補助金交付申請）

第５条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類を提出しなければならない。

（１）耐震診断支援事業

- ア 九重町木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（診断）（様式第１号）
- イ 耐震診断を受けようとする住宅の建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写し
- ウ 耐震診断を受けようとする住宅の位置図
- エ 耐震診断を受けようとする住宅が併用住宅の場合はその概略平面図
- オ 耐震診断の概算費用の内訳書
- カ 診断審査手数料として、公益社団法人大分県建築士会に審査手数料を納入したことを確認できる書類（ただし、補助金交付申請後速やかに納付し提出しなければならない。）
- キ 誓約書（様式第９号）
- ク 町税等納付状況調書（様式第１０号）

ケ その他、町長が必要と認める書類

(2) 耐震改修支援事業

ア 九重町木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（改修）（様式第1号の2）

イ 耐震改修等（耐震補強設計及び工事監理を含む。以下同じ。）を受けようとする住宅の建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写し

ウ 耐震改修等を受けようとする住宅の位置図

エ 耐震改修等を受けようとする住宅が併用住宅の場合はその概略平面図

オ 診断表の写し

カ 補強計画による耐震改修工事後の構造評点を示す書類

キ 耐震改修工事等（耐震補強設計及び工事監理を含む。）の内容を示す平面図そ

の他の図面

ク 耐震改修等の概算費用の内訳書（別紙様式1）

ケ 誓約書（様式第9号）

コ 町税等納付状況調書（様式第10号）

サ その他、町長が必要と認める書類

(3) 部分改修支援事業

ア 九重町木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（部分改修）（様式第1号の

3）

イ 部分耐震改修等（耐震補強設計及び工事監理を含む。以下同じ。）を受けよう

とする住宅の建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写し

ウ 部分耐震改修等を受けようとする住宅の位置図

エ 部分耐震改修等を受けようとする住宅が併用住宅の場合はその概略平面図

オ 診断表の写し

カ 第2条第1項第5号アの工事にあつては改修後の構造評点を示す書類

キ 第2条第1項第5号イの工事にあつては木造住宅耐震改修工法技術評価委員

会の認定書の写し、又は大分県知事の認定書の写し

ク 部分耐震改修工事等（耐震補強設計及び工事監理を含む。）の内容を示す平面

図その他の図面

ケ 部分耐震改修等の概算費用の内訳書（別紙様式1）

コ 誓約書（様式第9号）

サ 町税等納付状況調書（様式第10号）

シ その他、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定通知）

第6条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査のうえ、補助金交付の適否を決定し、九重町木造住宅耐震化促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）

(以下「決定通知書」という。)又は九重町木造住宅耐震化促進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその旨を申請者に通知するものとする。また、決定通知書による通知を行う場合において、町長は必要な条件を付することが出来る。

(補助事業の変更申請)

第7条 前条の規定により補助金の決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の決定通知を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、内容を変更しようとするときは、あらかじめ九重町木造住宅耐震化促進事業変更申請書(様式第4号)を提出しなければならない。町長は、本条の申請があったときは、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「九重町木造住宅耐震化促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)(以下「決定通知書」という。)又は九重町木造住宅耐震化促進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)」とあるのは、「九重町木造住宅耐震化促進事業補助金交付決定変更通知書(様式第4号の2)(以下「決定変更通知書」という。)」と、「決定通知書」とあるのは、「決定変更通知書」と読み替えるものとする。

(補助事業の取り止め申請)

第8条 補助事業者は、補助事業を取り止めようとするときは、あらかじめ九重町木造住宅耐震化促進事業取り止め申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

(完了報告)

第9条 完了報告は、九重町木造住宅耐震化促進事業完了報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各項に定める書類を添付し、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(1) 耐震診断支援事業

- ア 診断表の写し
- イ 耐震診断に要した費用の領収書の写し
- ウ 耐震診断が適正である旨の通知の写し
- エ その他、町長が必要と認める書類

(2) 耐震改修支援事業

- ア 耐震改修工事等の実施の内容を示す平面図その他の図書
- イ 耐震改修工事等に係る代金領収書の写し
- ウ 耐震改修工事の実施箇所の写真(施工状況及び完了)
- エ 耐震補強設計の診断表の写し

オ その他、町長が必要と認める書類

(3) 部分耐震改修支援事業

ア 部分耐震改修工事等の実施の内容を示す平面図その他の図書

イ 部分耐震改修工事等に係る代金領収書の写し

ウ 部分耐震改修工事の実施箇所の写真（施工状況及び完了）

エ 第2条第1項第5号アの工事にあつては耐震補強設計の診断表の写し

オ 第2条第1項第5号イの工事にあつては木造住宅耐震改修工法技術評価委員会の認定書の写し、若しくは大分県知事の認定書の写し

カ その他、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 町長は、前条の報告書を受領した場合は、その内容及び耐震改修支援事業においては現場で工事の完了状況を審査し、適正と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、九重町木造住宅耐震化促進事業補助金の額の確定通知書（様式第7号）により、その旨を補助事業者へに通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 この補助金は精算払いの方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第12条 補助金の額の確定の通知を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、九重町木造住宅耐震化促進事業補助金交付請求書（第8号様式）を提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において既に補助金が交付されているときは、町長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この要綱により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この告示は、平成18年12月1日から施行する。

附則（平成20年6月25日九重町告示第51号）

この告示は、平成20年6月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則（平成22年3月25日九重町告示第18号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成22年6月1日九重町告示第44号）

この告示は、平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成25年4月22日九重町告示第47号）

この告示は、平成25年4月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則（平成26年4月1日九重町告示第28号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成30年3月27日九重町告示第20号）

この告示は、平成30年3月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則（令和2年4月1日九重町告示第108号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和3年3月30日九重町告示第46号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和5年3月31日九重町告示第38号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和7年3月24日九重町告示第34号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

区分		補助金の額
I	平屋建て住宅で床面積が100㎡未満であるもの (平面形状に凹凸がない場合に限る。)	96,000円
II	床面積の合計が100㎡未満である場合で、区分I に該当する以外のもの (精密診断法による診断に限る。)	115,000円
III	床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当 時の図面がある場合 (精密診断法による診断に限る。)	121,000円
IV	床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当 時の図面がない場合 (精密診断法による診断に限る。)	140,000円